

参考資料 (3) 事案整理一覧表

事案	①確認された事実	②事案に関する証言の相違 (争いのある事実)	③ ①の事実がその時点において法的な部分などで問題があったかどうかについての見解	④事案についてこれまでの証言を踏まえた委員会としての判断
<p>1. 平成 29 年 10 月 9 日に支援者と皆川市長との間で行われた 100 万円の授受について (尋問番号 1 (1) (2) 関連)</p>	<p>《第 21・24 回委員会で協議済み》 ・平成 29 年 10 月 9 日に藤島で行われた個人演説会の終了後 (20 時ごろ) に、皆川氏が車に乗った際に支援者が皆川氏に封筒に入った 100 万円を渡した。(比較表 1, P1. 4～5)</p>		<p>《第 31 回委員会で協議済み》 問題があった ・ 問題がなかった</p>	<p>○判断 《第 33 回委員会で協議済み》 ・支援者は 100 万円を皆川候補に寄附として渡し、皆川候補は支援者から 100 万円を受け取った。この事実については特に問題はない。</p>
<p>2. 100 万円授受後の支援者とのやり取りについて (当日の電話) (尋問番号 1 (3) 関連)</p>	<p>《第 21・24 回委員会で協議済み》 ・支援者から 100 万円を渡された当日の夜、皆川氏が支援者に電話をかけた。 (比較表 1, P9～10)</p>	<p>《第 26 回委員会で協議済み》 ・電話の内容について支援者は「記載する方法としなくてもいい方法があるんですけどどちらにしましょうか」と市長から持ち掛けられたとしているが、皆川市長は「後援会への寄附なのか、それとも、この選挙期間中の個人への寄附なのか」ということを確認したとしている。 (比較表 1, P10、P12)</p>	<p>《第 31 回委員会で協議済み》 問題があった ・ 問題がなかった</p>	<p>○判断 《第 33 回委員会で協議済み》 ・委員会で協議したとおり、支援者から 100 万円渡された当日の夜、皆川氏が支援者に電話をかけた点までは問題がない。 問題はその電話での会話の内容である。 支援者の証言は、100 万円授受後の夜 9 時過ぎに皆川市長から電話があり、「記載する方法と記載しない方法があるけども、どちらにしましょうか。」との打診があり、私は即座に自由に使いたいんだろうと判断し、「別に記載しなくてもいいですよ。」と返事をしたと証言している。また、支援者の証言は、新聞等で報じられた当初から一貫しており、具体的で信憑性が高い。 (令和 4 年 7 月 19 日第 10 回証人尋問 P8. P10) 一方、皆川市長の説明は、「支援者に電話したこと」や、やり取りの内容で「記載する方法としない方法があると」問うたことについて「事実でない。」「記憶にない。」と抽象的な説明を繰り返していた。 (令和 3 年 12 月 27 日議員全員協議会 P3. P8) しかし、皆川市長の令和 4 年 7 月 25 日の証言では、これまでの発言から一転して、手紙の内容を引用し「 」携帯で確認した。」と証言している。支援者から後援会長に宛てられた手紙を引用した誘導尋問による証言である。(令和 4 年 7 月 25 日第 11 回委員会 P7. P9) (手紙: 令和 2 年 (2020) 6 月 22 日付で後援会長宛。「 」と返事をしたと記されている。(令和 4 年 8 月 19 日議会事務局受付、記録No.27))</p>

参考資料 (3) 事案整理一覧表

事案	①確認された事実	②事案に関する証言の相違 (争いのある事実)	③ ①の事実がその時点において法的な部分などで問題があったかどうかについての見解	④事案についてこれまでの証言を踏まえた委員会としての判断
				<p>また、この手紙にある「XXXXXXXXXX」という会話があったとしても「記載する方法と記載しない方法がある」旨の会話がなかったという証拠にはならない。</p> <p>100万円授受後の皆川市長と支援者との当日の電話のやり取りについては、支援者は一貫した証言をしているが、皆川市長の証言は、変遷しており、支援者の証言と比較すると信憑性に欠ける。</p> <p>委員会としては100万円授受後の電話のやり取りで、皆川市長が「記載する方法と記載しない方法がある」旨の話をし、支援者が「別に記載しなくてもいいですよ。」と返事をしたことを受け、100万円が収支報告書に不記載になったと判断する。</p> <p>○少数意見</p> <p>《共産》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皆川市長、寄附者とも双方の食い違いはあるが、支援者から後援会会長宛の手紙(物的証拠)から皆川市長の証言が真実に近い。 <p>《フォーラム》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録27により、皆川市長の証言が事実に近いと感じる。 <p>《SDGs 鶴ヶ岡》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話の内容について、皆川市長と支援者の証言に相違がある。支援者から後援会会長宛ての手紙を根拠として、皆川市長の証言が事実に近いと判断できる。 <p>《市民の声》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実認定すべきこと 100万円授受後、市長は、支援者への電話で「後援会への寄附なのか、それとも個人への寄附なのか」ということを確認した。 ・理由 <ul style="list-style-type: none"> ▽支援者が市長の後援会長に送付した手紙に自らの行動を記載している。(物証 記録27) ▽市長が証言している。 ・法的にも、姿勢としても問題はない。当初の

参考資料 (3) 事案整理一覧表

事案	①確認された事実	②事案に関する証言の相違 (争いのある事実)	③ ①の事実がその時点において法的な部分などで問題があったかどうかについての見解	④事案についてこれまでの証言を踏まえた委員会としての判断
				<p>報道で、「記載しない方法がある」などと「犯罪の強要」をほのめかした表現があり、全協でも議員より質問があった。市長証言や物証により、「後援会への寄附か個人への寄附か」という問いであることが明らかになった。</p> <p>後援会長手紙記載 「 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]」</p>
<p>3. 100 万円授受後の支援者とのやり取りについて (領収証) (尋問番号 1 (4) 関連)</p>	<p>《第 21・24 回委員会で協議済み》 ・ 支援者から渡された 100 万円について皆川氏は領収証を発行することなく、支援者も皆川氏側から領収証を受け取っていない。 (比較表 1, P17)</p>		<p>《第 31 回委員会で協議済み》 《新政・公明》 問題があった ・ 問題がなかった (その理由) ・ 領収書の発行は法的に義務付けられてはいないが、100 万円という少額ではない額の寄附を受け取ったにもかかわらず、領収書の発行を怠ったことは、社会通念上、不適切な行為であり、問題があった。 《共産》・《SDGs 鶴ヶ岡》・《市民の声》 問題があった ・ 問題がなかった (その理由) ・ 領収書の発行は義務付けられておらず、法的問題はなかった。 《フォーラム》・ 問題があった ・ 問題がなかった</p>	<p>○判断 《第 33 回委員会で協議済み》 ・ 100 万円という多額の寄附に対しての領収書の発行しなかったことについて皆川市長は、知識不足と忙しさの中で、適切な対応ができなかったと説明し、不適切さを認めている。 (令和 3 年 12 月 27 日議員全員協議会 P3) 委員会としては 100 万円という少額ではない額の寄附金を受け取ったにもかかわらず、領収書の発行を怠ったことは、法的に義務付けられてはいないものの、不適切な行為であったと判断する。</p> <p>○少数意見 《共産》 ・ 寄附金の受け取りにあたり、領収書の発行は義務付けされていないが、100 万円と高額のため双方が交わすべき認識と判断があれば適切に処理されたのではないかと。 《フォーラム》 ・ 市長は領収書を発行していないが、支援者も求めていることから、法的に問題はなく、当事者間でも 100 万円の授受について意見の相違はないため、問題はない。 しかし、今回は、100 万円という高額な金銭のやり取りだったため、市長は領収書を発行し、</p>

参考資料 (3) 事案整理一覧表

事案	①確認された事実	②事案に関する証言の相違 (争いのある事実)	③ ①の事実がその時点において法的な部分などで問題があったかどうかについての見解	④事案についてこれまでの証言を踏まえた委員会としての判断
				<p>支援者は領収の発行を求めるべきだったと思う。</p> <p>《SDGs 鶴ヶ岡》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書の発行は義務付けられていないとはいえ、100万円という額を考慮すれば、領収書を発行しておいたほうがその後の混乱を軽減できた可能性がある。 <p>《市民の声》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書の発行は義務付けはなく任意の行為である。したがって全く問題はない。
<p>4. 平成 29 年 10 月 15 日執行の鶴岡市長選挙に関する選挙運動費用収支報告書に関する会計帳簿の備付及び記載について (尋問番号 2 (1) 関連)</p>	<p>《第 22・24 回委員会で協議済み》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 10 月 30 日及び同年 12 月 18 日に皆川治候補の出納責任者が提出した平成 29 年 10 月 15 日執行の鶴岡市長選挙に関する選挙運動費用収支報告書に関する出納簿を作成していなかった。(比較表 2, P10) <p>《第 24 回委員会で②～④において、今後、協議することを確認済み》</p> <p>《フォーラム》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納簿などは作成せず、公職選挙法の様式に沿った報告書に記載していた。(比較表 2, P10) 		<p>《第 31 回委員会で協議済み》</p> <p>《新政・公明》</p> <p>問題があった ・ 問題がなかった (その理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法第 185 条には、「出納責任者は会計帳簿を備え、選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入などの事項を記載しなければならない。」と定められているが、平成 29 年 10 月 30 日及び 12 月 18 日時点において会計帳簿を備付・記載していなかったことは公職選挙法 185 条違反といえる。 <p>《共産》・《フォーラム》・《SDGs 鶴ヶ岡》</p> <p>問題があった ・ 問題がなかった (その理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法施行規則別記第 30 号様式に準じた会計帳簿は作成せず、別記第 31 号様式に記載していた。 <p>《市民の声》</p> <p>問題があった ・ 問題がなかった (その理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法に沿った収支報告書に記載をしていた。これが出納簿の代替となると考える。 	<p>○判断</p> <p>《第 33 回委員会で協議済み》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法第 185 条には、「出納責任者は会計帳簿を備え、選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入などの事項を記載しなければならない。」と定められている <p>また本市選挙管理委員会では、市長選挙立候補予定者説明会を開催し、「出納責任者は会計帳簿（収入簿と支出簿）を作成して備え付け、候補者のために、候補者又は出納責任者と意思を通じて行われたものを含む選挙運動に関するすべての寄附その他の収入及び支出について記載しなければなりません」（出納責任者資料 P5）という説明がなされている。</p> <p>それに従って進めなければならないにもかかわらず、出納簿を作成していなかったことは市長及び出納責任者の証言（比較表 2, P10）から明らかであり、公職選挙法 185 条違反といえる。</p> <p>○少数意見</p> <p>《共産》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法施行規則第 30 号様式に準じた会計帳簿は作成せず、別記第 31 号様式に記載していた。 <p>《フォーラム》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納責任者は公職選挙法施行規則別記第 31 号様式ではなく、法にのっとり公職選挙法施行規則別記第 30 号様式に準じて会計帳簿に記載すべきだった。 <p>《SDGs 鶴ヶ岡》</p>

参考資料 (3) 事案整理一覧表

事案	①確認された事実	②事案に関する証言の相違 (争いのある事実)	③ ①の事実がその時点において法的な部分などで問題があったかどうかについての見解	④事案についてこれまでの証言を踏まえた委員会としての判断
				<p>・公職選挙法施行規則別記第 30 号様式に準じた会計帳簿を作成せず、別記第 31 号様式に記載していたことは違法ではない。しかし、出納簿を備えていれば、その後の混乱を軽減できた可能性がある。</p> <p>《市民の声》</p> <p>・「出納簿」の作成はしなかったが、後の修正の際に出納簿を復元している。その根拠となる「出納簿」に準じたメモがあったことが想定できる。また、収支報告書は提出されており、それは「出納簿」と実質的に同様の形式である。公職選挙法第 185 条 会計帳簿の備付及び記載について規定はあるが、帳簿についての届け出義務はなく、実際には「任意」の扱いになっているのではないか。これまでの判例として 185 条違反として法的に罰せられたケースは見当たらない。</p>
<p>5. 支援者から受け取った 100 万円について の出納責任者への伝達について (尋問番号 2 (2) 関連)</p>	<p>《第 22・24 回委員会で協議済み》</p> <p>・皆川市長は平成 29 年 10 月 9 日に支援者から 100 万円の寄附を受け取っていたことと令和 3 年 8 月 28 日に支援者宅に 100 万円を置いてきたことを、出納責任者に対して令和 3 年 8 月 28 日以降に伝えた。(比較表 2, P14)</p>		<p>《第 31 回委員会で協議済み》</p> <p>《新政・公明》</p> <p>問題があった ・ 問題がなかった (その理由)</p> <p>・公職選挙法第 186 条には、「出納責任者以外の者で公職の候補者のために選挙運動に関する寄附を受けたものは、寄附を受けた日から 7 日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならない。」と定められているが、皆川市長が平成 29 年 10 月 9 日に支援者から 100 万円の寄附を受け取っていたことを出納責任者に選挙期間中に伝えなかったことは公職選挙法第 186 条違反といえる。</p> <p>《共産》</p> <p>問題があった ・ 問題がなかった (その理由)</p> <p>・皆川市長より、出納責任者に対して伝達していなかったことにより、収支報告書の作成の際に、収入種別を正確に作成されなかった。</p> <p>《フォーラム》</p> <p>問題があった ・ 問題がなかった (その理由)</p>	<p>○判断</p> <p>《第 33 回委員会で協議済み》</p> <p>・公職選挙法第 186 条には「出納責任者以外の者で公職の候補者のために選挙運動に関する寄附を受けたものは、寄附を受けた日から 7 日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならない」との定めがあり、本市選挙管理委員会で作成している出納責任者資料についても同様の記載がある。</p> <p>それに従って進めなければならないにもかかわらず、皆川市長は平成 29 年 10 月 9 日に元支援者から受け取った 100 万円に関して寄附と認識しながら、公職選挙法 186 条に定める明細書の提出を出納責任者に行っていなかった。(比較表 3. P5) これは公職選挙法第 186 条違反といえる。</p> <p>○少数意見</p> <p>《共産》</p> <p>・100 万円授受後の伝達を怠ったため、収支報告書の作成の際に、収入種別を正確に作成されなかった。</p> <p>《フォーラム》</p>

参考資料 (3) 事案整理一覧表

事案	①確認された事実	②事案に関する証言の相違 (争いのある事実)	③ ①の事実がその時点において法的な部分などで問題があったかどうかについての見解	④事案についてこれまでの証言を踏まえた委員会としての判断
			<p>・市長が出納責任者に、収入日や収入種別等を正確に伝達していなかったため、収支報告書が正確に作成されなかった。</p> <p>《SDGs 鶴ヶ岡》 問題があった ・ 問題がなかった (その理由)</p> <p>・収入日や収入種別の伝達が不明確 《市民の声》 問題があった ・ 問題がなかった (その理由)</p> <p>・報告し、記載を行うべきであった。</p>	<p>・収支報告書を正確に作成するために、法に準じて、収入日や収入種別等を正確に報告しておく必要があった。</p> <p>《SDGs 鶴ヶ岡》</p> <p>・収支報告書を正確に作成するために、皆川市長は出納責任者に対して、収入日や収入種別等を正確に伝達する必要があった。</p> <p>《市民の声》</p> <p>・支援者は、市長の後援会長宛ての手紙の中に、「 _____ _____ _____」と記載している。この「個人への寄附」という捉え方として、市会ジャーナル第225号(令和3年度 vol12 .5P)に次のようにある。</p> <p>・公職の候補者については、政治団体に対してされる寄附と異なり、その受けた寄附を全て規正の対象とするのではなく、その政治活動(選挙運動を含む。)に関してされるもののみが規正の対象となります。これは、公職の候補者においては、公職の候補者としての側面と私人としての側面を合わせて有していますが、私人としての経済活動や家計についてまで規正の対象とすることはプライバシー保護などの面において適当でないからです。</p> <p>【政治資金制度研究会、『実務と研修のためのわかりやすい政治資金規正法〔第二次改訂版〕』 手紙に記載の寄附者の言動からすれば、私人としての経済活動への寄附として見なされる可能性があるのではないかと思料する。</p>
<p>6. 支援者から受け取った100万円を出納責任者に渡したのかどうかについて (尋問番号2(3)関連)</p>	<p>第24回委員会で、継続協議とすることにした。 (②～④と合わせて協議)</p>	<p>《第26回委員会で協議済み》</p> <p>・皆川市長は10月9日に支援者から受け取った100万円を10月10日出納責任者に渡したと証言したが、出納責任者は「10月10日に100万円を受け取ったというはっきりした記憶・記録もないということですか」との尋問に対し、「私はないです」と答えた。 (比較表2, P18、P22)</p>	<p>《第31回委員会で協議済み》 《新政・公明》 問題があった ・ 問題がなかった (その理由)</p> <p>・公職選挙法第186条に定める明細書がないことにより、市長から出納責任者へ渡したかどうか確認できないことは問題があった。 《共産》</p>	<p>○判断 《第33回委員会で協議済み》</p> <p>・皆川市長は、10月9日に支援者から受け取った100万円を10月10日出納責任者に渡したと証言したが、出納責任者は受け取ったというはっきりした記憶・記録がないと答えており、100万円を市長が出納責任者に渡した事実は確認できなかった。</p>

参考資料 (3) 事案整理一覧表

事案	①確認された事実	②事案に関する証言の相違 (争いのある事実)	③ ①の事実がその時点において法的な部分などで問題があったかどうかについての見解	④事案についてこれまでの証言を踏まえた委員会としての判断
			<p>問題があった ・ 問題がなかった (その理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出納責任者と収入日や収入種別等、金銭授受を明確にすべきだった。 <p>《フォーラム》</p> <p>問題があった ・ 問題がなかった (その理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見解を示せない。 <p>《SDGs 鶴ヶ岡》</p> <p>問題があった ・ 問題がなかった (その理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入日や収入種別の記録が不明確 <p>《市民の声》</p> <p>問題があった ・ 問題がなかった (その理由)</p>	<p>皆川市長が法第 186 条に定める明細書の作成を行わなかったことにより、出納責任者に 100 万円を渡したとする事実確認ができないことは問題があったと判断する。</p> <p>○少数意見</p> <p>《共産》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収支報告書に正確性を持たせるため、出納責任者と収入日や収入種別等、金銭授受を明確にするべきだった。 <p>《フォーラム》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 回目の訂正により、寄附された 100 万円は出納責任者へ渡され、選挙資金として使われたと思われる。 <p>《SDGs 鶴ヶ岡》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 皆川市長と出納責任者の証言に相違がある。収入日や収入種別について、もっと明確に記録しておくべきだった。 <p>《市民の声》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 皆川市長は 10 月 10 日に出納責任者に「100 万円を渡した」と断定し証言している。出納責任者の証言は受け取った「記憶がない」としており曖昧である。証言として市長の証言のほうが強く、事実と判断できる。
<p>7. 支援者から渡された 100 万円の選挙運動費用収支報告書への不記載について (尋問番号 3 (1) 関連)</p>	<p>《第 23・24 回委員会で協議済み》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年 10 月 9 日に皆川治候補 (当時) が支援者から受け取った 100 万円を平成 29 年 10 月 30 日及び同年 12 月 18 日に皆川治候補の出納責任者が提出した平成 29 年 10 月 15 日執行の鶴岡市長選挙に関する選挙運動費用収支報告書に記載しなかった。 <p>(比較表 2, P1、比較表 3, P1~2) / 記録 1~6)</p>		<p>《第 31 回委員会で協議済み》</p> <p>《新政・公明》</p> <p>問題があった ・ 問題がなかった (その理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公職選挙法第 185 条には「出納責任者は会計帳簿を備え収入及び支出を記載すること、また寄附があった場合に寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載しなければならない。」と定められているが、平成 29 年 10 月 30 日及び同年 12 月 18 日時点において会計帳簿を備付・記載していなかったことは公職選挙法第 185 条違反といえる。 <p>さらに公職選挙法第 186 条には「出納責任者以外の者で公職の候補者のために選挙運動に関する寄附を受けたものは、寄附を受けた日から 7 日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並び</p>	<p>○判断</p> <p>《第 33 回委員会で協議済み》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 皆川市長は、平成 29 年 10 月 9 日に皆川治候補 (当時) が支援者から受け取った 100 万円を平成 29 年 10 月 30 日及び同年 12 月 18 日に皆川治候補の出納責任者が提出した平成 29 年 10 月 15 日執行の鶴岡市長選挙に関する選挙運動費用収支報告書に記載しなかった。 <p>公職選挙法第 185 条で出納責任者は会計帳簿を備え収入及び支出を記載すること、また寄附があった場合に寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載することとなっており、平成 29 年 10 月 30 日及び同年 12 月 18 日時点において会計帳簿を備付・記載していなかったことは公職選挙法第 185 条違反といえる。</p>

参考資料 (3) 事案整理一覧表

事案	①確認された事実	②事案に関する証言の相違 (争いのある事実)	③ ①の事実がその時点において法的な部分などで問題があったかどうかについての見解	④事案についてこれまでの証言を踏まえた委員会としての判断
			<p>に寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならない。」と定められており、明細書の提出を出納責任者に行っていなかったことは第 186 条違反といえる。</p> <p>《共産》 問題があった ・ 問題がなかった (その理由) ・ 選挙運動資金収支報告書への記載についての認識は不适当であった。</p> <p>《フォーラム》 問題があった ・ 問題がなかった (その理由) ・ 収入日や収入種別等に間違いがあった。</p> <p>《SDGs 鶴ヶ岡》・《市民の声》 問題があった ・ 問題がなかった (その理由) ・ 選挙運動費用収支報告書に関する認識不足。記載ミスがあった。</p>	<p>さらに公職選挙法第 186 条には「出納責任者以外の者で公職の候補者のために選挙運動に関する寄附を受けたものは、寄附を受けた日から 7 日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならないと定められており、明細書の提出を出納責任者に行っていなかったことは第 186 条違反といえる。</p> <p>○少数意見 《共産》 ・ 選挙運動資金収支報告書への記載についての認識が不十分であり、不適切であった。</p> <p>《フォーラム》 ・ 収支報告書の訂正が行われるまで、収入日や収入種別が正確ではなく、不適切だった。 しかし、2 回目の訂正により、瑕疵は治癒されたと思われる。</p> <p>《SDGs 鶴ヶ岡》 ・ 選挙運動費用収支報告書に関する認識不足から、記載ミスが生じたものである。</p> <p>《市民の声》 ・ 不記載については市長自ら非を認めている。しかしながら、支援者は市長の後援会長への手紙の中で「 』とある。</p> <p>この「個人への寄附」という捉え方として、市会ジャーナル第 225 号(令和 3 年度 vol112 . 5P)に次のようにある。</p> <p>・ 公職の候補者については、政治団体に対してされる寄附と異なり、その受けた寄附を全て規正の対象とするのではなく、その政治活動(選挙運動を含む。)に関してされるもののみが規正の対象となります。これは、公職の候補者においては、公職の候補者としての側面と私人としての側面を合わせて有していますが、私人としての経済活動や家計についてまで規正の対象とすることはプライバシー保護などの面において</p>

参考資料 (3) 事案整理一覧表

事案	①確認された事実	②事案に関する証言の相違 (争いのある事実)	③ ①の事実がその時点において法的な部分などで問題があったかどうかについての見解	④事案についてこれまでの証言を踏まえた委員会としての判断
				<p>適当でないからです。</p> <p>【政治資金制度研究会、『実務と研修のためのわかりやすい政治資金規正法〔第二次改訂版〕』 手紙に記載の寄附者の言動からすれば、私人としての経済活動への寄附として見なされる可能性があるのではないかと思料する。</p>
<p>8. 収支報告書不記載について支援者から適正処理を促された事実について (尋問番号3(2)関連)</p>	<p>《第23・24回委員会協議済み》 ・令和3年8月28日より前に支援者が市長に対して100万円の収支報告書不記載について、適正な処理を促した事実はなかった。 ・8月28日以降、支援者が市長に対して100万円の収支報告書不記載について、適正な処理を促した事実は確認できなかった。 (比較表3, P19)</p>	<p>《第27回委員会協議済み》 ・支援者は8月28日に皆川市長に届けた手紙で訂正を促したと証言する場面もあったが、皆川市長は適正な処理を明確に促されたことはなかったと証言した。 【皆川市長の証言】(比較表3, P19) 【支援者の証言】(比較表4, P37. P38)</p>	<p>《第31回委員会協議済み》 問題があった ・ 問題がなかった</p>	<p>○判断</p> <p>《第33回委員会協議済み》 ・令和3年8月28日より前に収支報告書に記載する処理を促した事実は確認されなかったが、令和3年8月28日に支援者は皆川市長に手紙(記録No.24)を届け、その手紙に「 」 「 」 「 」と書いて、100万円の記載について適切な対応を求めたが、皆川市長は手紙を受け取った後も収支報告書を訂正することなく、適切な対応を怠ったことは問題である。</p> <p>○少数意見</p> <p>《共産》 ・手紙の内容に明確な促しはなく、支援者の思いと皆川市長の受け止め方に相違があった。</p> <p>《フォーラム》 ・収支報告書不記載について、支援者から適正な処理を促した事実はなかった。</p> <p>《SDGs 鶴ヶ岡》 ・8月28日の手紙の内容について、支援者と皆川市長で受け止め方に相違がある。収支報告書不記載について、支援者から適正な処理を明確に促した事実としては認定できない。</p> <p>《市民の声》 ・事実認定として 支援者から市長への手紙の内容に「収支報告書への不記載に対し、記載を明確に促した」という内容の記載は確認できなかった。新聞報道にあった、「不記載を記載すべし」等と訂正を促した事実はなかった。とすべきと考える。全協の際「不記載を記載すべし」と促された事実についての質問に対して、市長答弁も「記憶にない」だった。一貫して「不記</p>

参考資料 (3) 事案整理一覧表

事案	①確認された事実	②事案に関する証言の相違 (争いのある事実)	③ ①の事実がその時点において法的な部分などで問題があったかどうかについての見解	④事案についてこれまでの証言を踏まえた委員会としての判断
<p>9. 令和3年8月28日に皆川市長が支援者に100万円を渡しに行く前の役員の協議について (尋問番号4(1)関連)</p>	<p>《第21・24回委員会で協議済み》 ・支援者に100万円を渡した日の一週間ほど前にコミュニティ新聞社から100万円の不記載についての問い合わせの電話があり、後援会役員で対応について協議したが、支援者から受け取った100万円について、この時点では選挙運動費用収支報告書に記載されなかった。</p>	<p>《第27回委員会で協議済み》 ・8月28日の前に開かれた役員協議で、元県議は収支報告書を訂正する話しになったと思うと証言したが、皆川市長は、元県議の勘違いか説明の仕方が不十分だったのではないかと思うと元県議の証言を否定し、100万円を返金する話しになったと訂正している。 【元県議の証言】(4.P8の55.57) 【皆川市長の証言】(4.P8の52)</p>	<p>《第31回委員会で協議済み》 《新政・公明》 問題があった ・ 問題がなかった (その理由) ・令和3年8月28日前に後援会役員による協議が行われる前までには、100万円の授受については、市長本人と支援者だけが知っていた事実であったが、この協議により、皆川市長陣営の複数の人が認知したにもかかわらず、この時点においても収支報告書を訂正するとの結論に至らなかったことは問題があった。 《共産》 問題があった ・ 問題がなかった (その理由) ・寄附金として選挙運動費用収支報告書に記載すべきものを、支援者への返金によって回避しようとした意図と行為について。 《フォーラム》 問題があった ・ 問題がなかった (その理由) ・収支報告書を訂正し適切に記載すべきだった。 《SDGs 鶴ヶ岡》 問題があった ・ 問題がなかった (その理由) ・役員で協議した時点で、収支報告書の訂正など適切に対応すべきだった。 《市民の声》 問題があった ・ 問題がなかった ・支援者の要求が強く、「もらってはならない」との判断があった。</p>	<p>載を記載すべし」とする促しはなかったものと思料する。 ○判断 《第34回委員会で協議済み》 ・市長と役員との協議の中で「不記載という状況にあることを確認したので、これはきちっと訂正しなくちゃいけない」と思った人もいたが、皆川市長の判断により支援者に渡すことにより「寄附を返金すれば、当該男性の理解の下に寄附を受領しなかったことにできるのではないか」と考えた。その理由としては、皆川市長は寄附が収支報告書に記載されなかったことへの市民や報道機関の非難を回避する意図があったと証言している。 同行した元県議と皆川市長の証言に食い違いがあるが、一般的には訂正するという判断が妥当であると考えられる。なぜなら、債務もないのにお金を支援者に渡す行為は公職選挙法違反となるからである。 また、令和3年8月28日の未明から早朝(7時台)にかけてATMで本人、本人の妻、妻の母親の口座から慌てて金銭を引き出し支援者に持参していることも極めて不自然であり、市長の証言どおり、協議の中で100万円を返金するとの合意が役員の中で共有できていたのであれば、前々から準備し、支援者とも連絡を取った上で、時間も打ち合わせをして持参するのが自然だと思われるが、皆川市長はそうした行動をとらなかった。よって、元県議の証言のほうが信用性は高い。 皆川市長には、自身の選挙前に不記載の公表をしたくないという強い動機があり、支援者から寄附を受け、それを収支報告書に記載しなかった事実を公にしたくないとの認識があったことは否定できないと判断する。 ○少数意見 《共産》 ・寄附金として選挙運動費用収支報告書に記載すべきものを、支援者への返金によって問題</p>

参考資料 (3) 事案整理一覧表

事案	①確認された事実	②事案に関する証言の相違 (争いのある事実)	③ ①の事実がその時点において法的な部分などで問題があったかどうかについての見解	④事案についてこれまでの証言を踏まえた委員会としての判断
				<p>を回避しようとした行為は問題である。認識と経験不足、軽率な判断によって行われた行為により、市政の混乱、市民の信頼を損なう事態に至ったことは遺憾である。</p> <p>《フォーラム》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返金により寄附の授受がなかったことのできるのではないかと判断に至った役員協議は問題がある。協議の時点で、収支報告書を訂正し、適切に記載するべきだった。 <p>《SDGs 鶴ヶ岡》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員で協議した時点で収支報告書の訂正など適切に対応していれば、その後の混乱を軽減できた可能性がある。 <p>《市民の声》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援者の要求が強く、もらってはならないとの判断があったのではないかと思料される。 <p>▽市長は「公正な市政を維持するために返金し今後への影響をなくしたいとも考えた」と全協の場でも説明しており、それはそのまま、返金の理由として十分に考え得る。</p> <p>▽支援者は、市長への手紙 5月 18 日には、以下のようにある。 ██████████ ██████████ ██████████ ██████████ ██████████ ██████████ ██████████ ██████████ ██████████ ██████████ ██████████</p> <p>と書いている。通常の政策提言を超えた要求、脅しに近い表現と捉えられる。</p>
<p>10. 令和 3 年 8 月 28 日に皆川市長が支援者に 100 万円を渡しに行った</p>	<p>《第 21・24 回委員会で協議済み》 ・令和 3 年 8 月 28 日の早朝 (7 時台) に皆川市</p>	<p>《第 27 回委員会で協議済み》 ・8 月 28 日に市長が支援者に渡した 100 万円に</p>	<p>《第 32 回委員会で協議済み》 《新政・公明》</p>	<p>○判断 《第 34 回委員会で協議済み》</p>

参考資料 (3) 事案整理一覧表

事案	①確認された事実	②事案に関する証言の相違 (争いのある事実)	③ ①の事実がその時点において法的な部分などで問題があったかどうかについての見解	④事案についてこれまでの証言を踏まえた委員会としての判断
<p>ことについて (尋問番号4(2)関連)</p>	<p>長が元県議とともに支援者宅を訪れ、「(封筒に入った 100 万円を) お返ししたい」と言って渡そうとしたが、支援者から「一旦渡したもので受け取れない」と受領を断られたにもかかわらず、玄関の上がり框に 100 万円を置いて帰った。(滞在時間は 2~5 分程度。)</p> <p>・支援者に渡した 100 万円は 8 月 28 日午前 0:00 ~ 渡しに行った午前 7:00 台に皆川市長本人や家族の口座から引き出された。(記録の請求により提出された各人の通帳により確認。)</p> <p>※第 24 回委員会では、滞在時間や口座から引き下ろされた時間に関する根拠を次回で確認することになった。</p>	<p>ついて、支援者は置いていった、返却、今は寄附として理解するようにしていると証言した。市長及び元県議は、返金、受け取ってもらえず置いてきた、誤って置いてきた、と証言した。</p> <p>【支援者の証言】 (4(2). P17 の 1, P24 の 45, 46, P25 の 47)</p> <p>【元県議の証言】 (4(2). P22 の 32, P24 の 43)</p> <p>【皆川市長の証言】 (4(2). P17 の 1, P21 の 27, P22 の 36, P26 の 57・64, P27 の 66)</p> <p>【支援者の証言】(4(3)P40 の 27, P42 の 38)</p> <p>【皆川市長の証言】(4(3). P41 の 35, P43 の 40)</p>	<p>問題があった ・ 問題がなかった (その理由)</p> <p>・令和 3 年 8 月 28 日に 100 万円を支援者宅に渡しに行った時点で、市長が支援者から 100 万円を寄附金として受け取ったと認識していたにもかかわらず、なお報告書を訂正していない。</p> <p>寄附を受け取ったことを同額の金額を渡すことによって無かったことにし、寄附があったことを選挙運動費用収支報告書に記載しなかったことへの批判をかわそうとした行為は問題があった。</p> <p>《共産》 問題があった ・ 問題がなかった (その理由)</p> <p>・皆川氏が当時間違った考えの下で、支援者と話し合いによる合意が得られない中で、返金として持って行った 100 万円を置いてきたことが問題であった。</p> <p>《フォーラム》 ・返金という行動をとるのではなく、収支報告書を適切に訂正すべきだった。</p> <p>問題があった ・ 問題がなかった (その理由)</p> <p>《SDGs 鶴ヶ岡》 問題があった ・ 問題がなかった (その理由)</p> <p>・誤った認識による返金という行動をとるのではなく、収支報告書を適切に訂正すべきだった。</p> <p>《市民の声》 ・「寄附」行為にあたるか。法的問題かどうかは司法判断。問題があったか否かは、法的に第三者の判断後にすべきで、今は判断しかねる。</p>	<p>・100 万円は支援者が皆川氏に自由に使ってもらいたいとの趣旨で平成 29 年 10 月 9 日に寄附として渡した金額と同額であるが、支援者が皆川市長に貸し付けたわけではない。</p> <p>皆川市長は「(100 万円を渡すことにより) 支援者の理解の下に寄附を受領しなかったことのできるのではないかと考えた」(令和 3 年 12 月 27 日 議員全員協議会) と説明したが、100 万円を渡せば収支報告書に記載しなくとも良いというものではない。</p> <p>ましてやこの際、支援者は受け取りを拒否しているにもかかわらず上がり框に置いて帰るといふ乱暴なやり方をみれば、支援者が理解したとは到底考えられず、この時点で選挙運動費用収支報告書を訂正すべきであったことは誰の目から見ても明らかであるが、皆川市長は、2 度目の選挙直前の微妙な時期であったためこの事実を表沙汰にすることはなく、結果として 100 万円について収支報告書が訂正されることはなかったことは問題である。</p> <p>支援者は皆川市長が置いて行った 100 万円について「今は寄附として受け止めている」と証言している。</p> <p>支援者の同意もなく支援者宅に置いて来た 100 万円については、公職選挙法第 199 条の 2 に抵触する疑いがあるが、これについては司法の判断に委ねるのが相当であると判断する。</p> <p>○少数意見 《共産》 ・皆川氏の当初の寄附金の取扱い、選挙運動資金収支報告書への記載についての認識が不十分ななか、支援者からの手紙により政策的要求への認識と意図を感じ、当時の誤った考えの下で返金した行為は過ちである。その後、100 万円は選挙運動資金収支報告書の訂正によって、当時の皆川氏の誤った判断による返金であることから、その後の取扱いは、皆川氏と支援者と双方の協議によって解決すべき問題である。</p> <p>《フォーラム》</p>

参考資料 (3) 事案整理一覧表

事案	①確認された事実	②事案に関する証言の相違 (争いのある事実)	③ ①の事実がその時点において法的な部分などで問題があったかどうかについての見解	④事案についてこれまでの証言を踏まえた委員会としての判断
				<p>・市長の返金により寄附の授受がなかったことのできるのではないかとの考えは間違いだと思う。また、受け取りを拒否された後に置いてきた行為にも問題がある。収支報告書を訂正し、適切に記載すべきだった。</p> <p>100万円について、市長は返金の考えで置いてきて、支援者は受け取りの意思を示していない。その後市長は、返金は間違った判断として返してもらいたい意思を示している。それに対し、支援者は「寄附として理解するようにしている」との証言をしているが、現時点で、市長の遺失物に当たると思われる。「寄附として理解」との考えにより支援者の物とした場合、窃盗罪や遺失物横領罪に問われてしまう可能性がある。支援者は法に準じて、拾得した100万円は遺失者である市長へ返還するか、警察署長へ提出すべきだと考える。</p> <p>《SDGs 鶴ヶ岡》</p> <p>・誤った認識による返金という行動をとるのではなく、収支報告書を適切に訂正すべきだった。</p> <p>《市民の声》</p> <p>・違法とされる寄附行為にあたるかどうかについては司法判断である。</p> <p>寄附の記載については前述のような（公職の候補者については、政治団体に対してされる寄附と異なり、その受けた寄附を全て規正の対象とするのではなく、その政治活動（選挙運動を含む。）に関してされるもののみが規正の対象となる）解釈ができるし、返金理由として、全協の説明会でも市長が見解を示したとおり「支援者からの強い政策的要求があり、その影響を回避するため」としている。</p>
<p>11. 皆川市長が支援者に100万円を渡しに行った日の皆川市長と支援者とのやり取りについて (尋問番号4(3)関連)</p>	<p>《第21・24回委員会で協議済み》</p> <p>・支援者は皆川市長の自宅のポストに手紙を投函し、皆川市長が受け取った。(手紙は記録請求により確認済)</p>	<p>《第27回委員会で協議済み》</p> <p>・支援者は8月28日に皆川市長に届けた手紙で訂正を促したと証言する場面もあったが、皆川市長は適正な処理を明確に促されたことはなかったと証言した。また、同日夜、支援者は皆川市長から電話があり、その内容について日記メモに書かれていると証言したが、皆川市長は記憶</p>	<p>《第32回委員会で協議済み》</p> <p>《新政・公明》・《共産》・《フォーラム》・《SDGs 鶴ヶ岡》</p> <p>問題があった ・ <u>問題がなかった</u> (その理由)</p> <p>・支援者が皆川市長の自宅のポストに手紙を投函した事実及び皆川市長がそれを受け取った事実</p>	<p>○判断</p> <p>《第34回委員会で協議済み》</p> <p>・支援者の証言によれば、令和3年8月28日に皆川市長が支援者に100万円の現金を置いていった当日に、支援者は真実を堂々と説明するように促す手紙を市長宅に届け、皆川市長がその手紙を読んだことについては明らかになってい</p>

参考資料 (3) 事案整理一覧表

事案	①確認された事実	②事案に関する証言の相違 (争いのある事実)	③ ①の事実がその時点において法的な部分などで問題があったかどうかについての見解	④事案についてこれまでの証言を踏まえた委員会としての判断
		<p>がはっきりしないと証言した。</p> <p>【支援者の証言】(比較表 4, P34, P35)</p> <p>【皆川市長の証言】(比較表 4, P35)</p>	<p>に関して問題はなかった。</p> <p>《市民の声》</p> <p>問題があった ・ 問題がなかった</p> <p>・「もらってはいけない金」として返金したという解釈</p>	<p>るが、収支報告書を訂正することはなかった。</p> <p>上記の経緯を見ると、皆川市長の「訂正・公表しない」という強い意思があったと判断する。</p> <p>○少数意見</p> <p>《共産》</p> <p>・当事者双方の解決に向けた話し合いを行うべきである。</p> <p>《フォーラム》</p> <p>・当事者間で解決に向けた話し合いを行うべきだと感じる。</p> <p>《SDGs 鶴ヶ岡》</p> <p>・法的には問題がなく、当事者である皆川市長と支援者の間の協議によって解決されるべき問題である。</p> <p>《市民の声》</p> <p>・強い政策要求と結びついて、「もらってはいけないお金」との解釈で返金を行った。と考えることはできる。</p>
<p>12. 100 万円授受後の支援者とのやり取りについて (支援者の政策要求)</p>	<p>《第 24 回委員会で協議済み》</p> <p>・支援者から市政に対する政策的要求・要望があった。(比較表 1, P15～16, 23～24) 記録 26</p>	<p>《第 27 回委員会で協議済み》</p> <p>・支援者は政策的提案の一つとして、鶴岡公園の桜について提案したと証言したが、市長はハチ公像についての政策的要求が強かったと証言した。</p> <p>【支援者の証言】(1. P16 の 24)</p> <p>【皆川市長の証言】(1. P22 の 40, P23 の 41)</p>	<p>《第 32 回委員会で協議済み》</p> <p>《新政・公明》</p> <p>問題があった ・ 問題がなかった</p> <p>(その理由)</p> <p>・市長に対して様々な政策要望があるのは当然のことであり、市長はその様々な要望を吟味し、行政として施策の優先順位を検討するなどした上で、現段階で、出来ないことは出来ない。との結論に達したのであれば、その旨を丁寧に説明し、本人に伝えれば良いことであり、その結果、支持を失うことになってもやむを得ないことである。このことから、支援者が政策的要求を行ったことについては、問題はなかった。</p> <p>《共産》</p> <p>問題があった ・ 問題がなかった</p> <p>(その理由)</p> <p>・支援者からの政策的要求や要望は法的に問題はないが、過度な要求になっていたので問題があった。</p> <p>《フォーラム》・《SDGs 鶴ヶ岡》</p> <p>問題があった ・ 問題がなかった</p>	<p>○判断</p> <p>《第 34 回委員会で協議済み》</p> <p>・支援者は皆川市長に対しハチ公像の建立について要望しており、皆川市長は支援者から「XXXXXXXXXX」という内容の手紙 (2021. 5. 18 付 支援者から皆川氏に宛てた手紙、記録No.26) をもらったことが、返金の理由の一つであると証言している。</p> <p>また、この手紙の中で支援者が強く要望しており、「公正な市政を維持するために、返金し、今後への影響をなくしたいとも考えた」と説明している。(令和 3 年 12 月 27 日 議員全員協議会説明資料)</p> <p>しかし、市長に対して様々な政策要望があるのは当然のことであり、市長はその様々な要望を吟味し、行政としての優先順位を検討した上で、「今、できないことはできない」との結論に達したのであれば、その旨を丁寧に説明し、本人に伝えればよいことであり、その結果、支持を失うことになってもやむを得ないことであ</p>

参考資料 (3) 事案整理一覧表

事案	①確認された事実	②事案に関する証言の相違 (争いのある事実)	③ ①の事実がその時点において法的な部分などで問題があったかどうかについての見解	④事案についてこれまでの証言を踏まえた委員会としての判断
			<p>(その理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者からの政策的要求・要望は法的に問題ないと思うが、過度になり過ぎている点は問題がある。 <p>《市民の声》</p> <p><u>問題があった</u> ・ 問題がなかった</p> <p>(その理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長の問題というより「支援者の証言の事実の認定とその影響」の問題 執拗で強い政策要求の事実確認、意図、「返金理由」の確認が必要 	<p>る。</p> <p>よって、支援者が市長に政策的要求・要望を行ったことが 100 万円を支援者に渡す理由にはならないと判断する。</p> <p>○少数意見</p> <p>《共産》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 双方の話し合いによって解決すべき <p>《フォーラム》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者間で解決に向けた話し合いを行うべきだと感じる。 <p>《SDGs 鶴ヶ岡》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者からの政策要求が過度にエスカレートして皆川市長を追い詰め、返金という行動につながったと考えられる。 <p>《市民の声》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者から市長への手紙 5 月 18 日には、以下のようにある。 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] <p>「実文章を添付します」</p> <p>相当強い要求が行われていることを実証する物証だと思います。</p> <p>市長は「公正な市政を維持するために返金し今後への影響をなくしたいとも考えた」と全協の場でも説明しており、それはそのまま、返金の理由として十分に考え得る。</p>
13. 令和 3 年 12 月 23 日の収支報告書の 1 回目の訂正について	<p>《第 21・24 回委員会で協議済み》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 皆川氏は支援者からの「寄附金」の不記載につ 	<p>《第 27 回委員会で協議済み》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収支報告書への不記載について出納責任者は 	<p>《第 32 回委員会で協議済み》</p> <p>《新政・公明》</p>	<p>○判断</p> <p>《第 34 回委員会で協議済み》</p>

参考資料 (3) 事案整理一覧表

事案	①確認された事実	②事案に関する証言の相違 (争いのある事実)	③ ①の事実がその時点において法的な部分などで問題があったかどうかについての見解	④事案についてこれまでの証言を踏まえた委員会としての判断
<p>(尋問番号 5 (1) (2) 関連)</p>	<p>いて新聞取材を受け 22 日に報道されるということから、前日の 21 日に出納責任者と相談して、令和 3 年 12 月 23 日に出納責任者が選挙運動費用収支報告書の 1 回目の訂正の届出を行った。その際には、専門家には相談していなかった。この時の訂正により、収入の部に平成 29 年 10 月 9 日、支援者からの寄附金 1,000,000 円が追記され、収支の残高が 1,000,000 円となった。(記録の請求により提出された選挙運動費用収支報告書で確認済) →別紙 1 参照</p>	<p>不記載が違法であるという認識はあったと思うと証言した。皆川市長は違法という認識ではなく、知識不足と忙しさの中で忘れてしまったと証言した。</p> <p>【出納責任者の証言】(5. P9 の 7, 6. P15, 39) 【皆川市長の証言】(5. P4)</p>	<p>問題があった ・ 問題がなかった (その理由) ・平成 29 年 10 月 15 日執行の鶴岡市長選挙に関する選挙運動費用収支報告書については皆川治市長も内容を確認し、公職選挙法 189 条 3 項の定め通り「公職選挙法の規定に従って作成したものであって、真実に相違ありません」と出納責任者の署名がされた上で提出されたものである。にもかかわらず 100 万円という少額ではない金額の訂正があったことは問題である。</p> <p>この時点においても会計帳簿(収入簿と支出簿)は作成されておらず、公職選挙法第 185 条違反の状態が続いていることも問題があった。</p> <p>《共産》・《フォーラム》 問題があった ・ 問題がなかった (その理由) ・間違いに気づいた時点で、収支報告書を訂正し適切に記載すべきだった。</p> <p>《SDGs 鶴ヶ岡》 問題があった ・ 問題がなかった (その理由) ・1 回目の訂正の時点で専門家の指導を受けて、より適切に訂正すべきだった。</p> <p>《市民の声》 問題があった ・ 問題がなかった (その理由) ・再度修正が必要だった。</p>	<p>・令和 3 年 12 月のマスコミの最初の取材で市長は「(100 万円の寄附は)使っていなかったので返した。」と発言していたが、1 回目の訂正時に発言は一転し、「100 万円の寄附は選挙費用の収入の一部となり、選挙運動資金に充てられ、余剰金から支援者に渡した」という発言に変わった。</p> <p>1 回目の訂正では会計帳簿の作成がないまま訂正前の収支報告書の平成 29 年 10 月 9 日の欄に 100 万円が書き加えられ、その余剰金が 100 万円となり、その 100 万円を支援者に渡したということになった。</p> <p>この時点においても会計帳簿(収入簿と支出簿)は作成されておらず、会計帳簿がないまま新たに収支報告書を作成したことになる。</p> <p>よって、皆川市長は新たに公職選挙法 185 条違反を行ったことになる。</p> <p>また、この寄附金の 100 万円について出納責任者は証人尋問においても「(皆川氏より)受け取った記憶はない」と証言し、かつ公職選挙法 186 条に定める明細書がないにもかかわらず、皆川市長との打合せ後にこの寄附金を選挙運動費用収支報告書に記載して訂正の届けを提出している。その事実を踏まえれば、そこに出納責任者の意思はなく、皆川市長の主導により訂正を行ったことになり問題があったと判断する。</p> <p>○少数意見 《共産》 ・現金出納簿等を基に適切な訂正を行うべきであったが、結果的に不十分な訂正となり、混乱を招く事態になったことは遺憾である。</p> <p>《フォーラム》 ・間違いに気づいた時点で、収支報告書を訂正し適切に記載すべきだった。2 回目の訂正により、瑕疵は治癒されたと思われる。</p> <p>《SDGs 鶴ヶ岡》 ・1 回目の訂正の時点で専門家の指導を受けてより適切に訂正していれば、その後の混乱を軽減できた可能性がある。</p>

参考資料 (3) 事案整理一覧表

事案	①確認された事実	②事案に関する証言の相違 (争いのある事実)	③ ①の事実がその時点において法的な部分などで問題があったかどうかについての見解	④事案についてこれまでの証言を踏まえた委員会としての判断
<p>14. 令和4年1月17日の収支報告書の2回目の訂正について (尋問番号6(1)(2)関連)</p>	<p>《第21回委員会で協議済み》 ・1回目の訂正後に弁護士を交えて再度相談して、現金出納簿が作成されていなかったことの指摘を受け、これまでなかった現金出納簿を作成し、令和4年1月17日に出納責任者が選挙運動費用収支報告書の2回目の訂正の届出を行った。この時の訂正により、収入の部にあった10/1の1,000,000円は10/3に訂正、10/19に300,000円が追加となり、10/7の500,000円、10/14の648,379円、12/15の65,946円は削除され、収支差額は85,675円となった。 (記録の請求により提出された選挙運動費用収支報告書で確認済) →別紙1参照(比較表6, P1~3.5) 議員全員協議会</p>		<p>《第32回委員会で協議済み》 《新政・公明》 問題があった ・ 問題がなかった (その理由) この時点で初めて会計帳簿(収入簿と支出簿)にあたる現金出納簿が作成され、現金出納簿の平成29年10月10日の収入の欄に1,000,000円(10/9寄附)の記載がなされたが、出納責任者は証人尋問においても「(皆川氏より)受け取った記憶はない」と証言しており、受け取った記憶のないものを会計帳簿に記載したことになる。 また1回のみならず2回の訂正を行い、また2回目では訂正前に出された選挙運動費用収支報告書の収入の部が大きく書き換えられた。皆川治市長は尋問でも「既に訂正しているから問題ない」という趣旨の発言をしているがこのような数次にわたる訂正は公職選挙法第189条に反するものであり問題のある行為といえる。 《共産》 問題があった ・ 問題がなかった (その理由) ・法律的にも訂正は認められており問題はなかった。 《フォーラム》 問題があった ・ 問題がなかった (その理由) ・間違いを訂正するのは、当たり前の判断だと思う。 《SDGs 鶴ヶ岡》 問題があった ・ 問題がなかった (その理由) ・1回目の訂正よりも適切な記載にするため、専門家の指導を受けて訂正したもの。 《市民の声》 問題があった ・ 問題がなかった (その理由) ・法律的にも訂正は認められている。</p>	<p>《市民の声》 ・問題があったので再訂正した。</p> <p>○判断 《第34回委員会で協議済み》 ・2回目の訂正についての説明で皆川市長は、弁護士からの助言により「現金出納簿を復元」と述べ、収支報告書の収入の部は記録として提出された通帳に基づいた形で大きく書き換えられた。「復元」ということであるが、そもそも最初の時点で現金出納簿を作成していないのであるから、「復元」ということにはならない。また、上記通帳に基づいて復元したと証言しているが、通帳からの出金の全てが選挙運動費用の収入に充てられたかどうかは不明であり、提出された「現金出納簿」は、信用性が高いとは言えない。 また、この時、皆川市長の説明はさらに変わり、支援者からの100万円の寄附は選挙費用の収入の一部であったが、費用として使い切ったことになり、令和3年8月28日に支援者に渡した100万円は自分と家族の口座から「誤ってお持ちした」との発言に変わった。発言が二転していること自体が問題である。 この時、初めて会計帳簿(収入簿と支出簿)のような現金出納簿なるものが作成され、現金出納簿の平成29年10月10日の収入の欄に1,000,000円(10/9寄附)の記載がなされたが、前述のとおり出納責任者は証人尋問においても「(皆川氏より)受け取った記憶はない」と証言しており、出納責任者が受け取った記憶のないものを皆川市長が会計帳簿に記載させたことになり、実質的な作成者は皆川市長であったと考えられる。 1回のみならず2回の訂正を行い、また2回目では訂正前に出された選挙運動費用収支報告書の収入の部が大きく書き換えられた。皆川市長は尋問でも「既に訂正しているから問題ない」という趣旨の発言をしているがこのような数次にわたる訂正は公職選挙法第189条に反するも</p>

参考資料 (3) 事案整理一覧表

事案	①確認された事実	②事案に関する証言の相違 (争いのある事実)	③ ①の事実がその時点において法的な部分などで問題があったかどうかについての見解	④事案についてこれまでの証言を踏まえた委員会としての判断
				<p>のであり、このような行為は公職選挙法の趣旨を揺るがしかねない行為である。このような事態にならないために、公職選挙法は会計帳簿の作成を義務付け、その会計帳簿の存在を担保として、「真実」であることの宣誓ができる構造となっている。そして、作成した「現金出納簿」は、そもそも作成日時が選挙期間後であり、公職選挙法という「会計帳簿」に該当しない。したがって、会計帳簿の作成なきまま、訂正報告書を作成しており、それ自体が、新たな公職選挙法違反を構成する。</p> <p>もし2回目の訂正が正しいとすれば平成29年10月30日及び同年12月18日に皆川治候補の出納責任者が提出した平成29年10月15日執行の鶴岡市長選挙に関する選挙運動費用収支報告書に記載の収入の部は虚偽の記載であったことになる。1回目、2回目の収支報告書の訂正において発言が二転し、その発言に合わせて収支報告書の訂正がなされたが、その訂正自体が正しいものだったのか立証できるものはなく、訂正自体が正しいものだったか疑いが残る。</p> <p>上記の点から2回目の訂正についても問題があったと判断する。</p> <p>○少数意見</p> <p>《共産》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士に相談の上行い、適正な処理が行われたものである。法律的にも訂正は認められている。 <p>《フォーラム》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間違いを訂正するのは、当たり前の判断だと思う。2回目の訂正により、瑕疵は治癒されたと思われる。 <p>《SDGs 鶴ヶ岡》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回目の訂正よりも適切な記載にするため、専門家の指導を受けて訂正したものであり、当然の対応である。 <p>《市民の声》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間違いの訂正は認められている。